

## 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定等の申請手数料

### 新規認定申請

#### A. 認定申請(同時に建築確認申請を併願しない場合)

次の通りの申請方法があり、それぞれで手数料が異なります。

- \* 1 直接申請する場合(適合証なし) ...登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による審査を受けていない場合
- \* 2 審査済みの場合(適合証あり) ... " ... 受けている場合
- \* 3 共用部分に係る計算を要しない場合 ...共同住宅等全体の一次エネルギー消費量の算定に当たって共用部分に係る計算を要しない場合

#### ア. 一戸建ての住宅の申請の場合

認定申請手数料(a又はb)	
a.直接申請する場合*1	b.審査済みの場合*2
34,000円	4,900円

#### イ. 建築物全体の申請の場合(当該計画部分を合算:住戸部分+共用部分+非住宅部分)

	区分	認定申請手数料(a又はb)	
		a.直接申請する場合*1	b.審査済みの場合*2
住戸部分	1戸	34,000円	4,900円
	2戸~5戸	69,000円	9,600円
	6戸~10戸	97,000円	16,000円
	11戸~25戸	140,000円	27,000円
	26戸~50戸	200,000円	45,000円
	51戸~100戸	280,000円	81,000円
	101戸~200戸	380,000円	130,000円
	201戸~300戸	500,000円	160,000円
	301戸~	590,000円	170,000円
共用部分	区分	認定申請手数料(a又はb)	
		a.直接申請する場合*1	b.審査済みの場合*2
	300㎡以内	110,000円	9,600円
	300㎡超え 1,000㎡以内	140,000円	17,000円
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	180,000円	27,000円
	2,000㎡超え 5,000㎡以内	280,000円	81,000円
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	360,000円	130,000円
10,000㎡超え 25,000㎡以内	430,000円	160,000円	
25,000㎡超え	500,000円	200,000円	
非住宅部分	区分	認定申請手数料(a又はb)	
		a.直接申請する場合*1	b.審査済みの場合*2
	300㎡以内	240,000円	9,600円
	300㎡超え 1,000㎡以内	300,000円	17,000円
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	380,000円	27,000円
	2,000㎡超え 5,000㎡以内	550,000円	81,000円
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	670,000円	130,000円
10,000㎡超え 25,000㎡以内	790,000円	160,000円	
25,000㎡超え	900,000円	200,000円	

#### B. 認定申請(同時に建築確認申請を併願する場合)

認定申請手数料	Aで算出した額 +【表1】の確認申請手数料の額 .....(加算)
---------	---

## 変更認定申請

### C. 認定建築物の変更申請(同時に建築確認申請を併願しない場合)

Aで算出した手数料×1/2

(注意) 新たに追加する住戸部分、共用部分又は非住宅部分にあっては、新規認定申請の場合、Aにより算定した金額となります。

### D. 認定建築物の変更申請(同時に建築確認申請を併願する場合)

変更認定申請手数料	Cで算出した額 +【表1】の計画変更申請手数料の額	.....(加算)
-----------	------------------------------	-----------

【表1】認定申請に併せて確認申請を申し出る場合の、認定申請手数料に加算する額

#### 1. 建築物

床面積の合計	確認申請等手数料
30㎡以内	10,000円
30㎡超え 100㎡以内	18,000円
100㎡超え 200㎡以内	28,000円
200㎡超え 500㎡以内	36,000円
500㎡超え 1,000㎡以内	66,000円
1,000㎡超え 2,000㎡以内	93,000円
2,000㎡超え 5,000㎡以内	160,000円
5,000㎡超え 10,000㎡以内	280,000円
10,000㎡超え 30,000㎡以内	370,000円
30,000㎡超え 50,000㎡以内	460,000円
50,000㎡超え	900,000円

この表1において、床面積は次に定める面積とし、敷地毎に算定します。

- (1) 建築物を建築する場合((2)の場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)